

令和4年度大蔵村やまがたの家需要創出事業費補助金交付要綱
(耐震改修支援分)

(趣旨)

第1条 村長は、地震発生時における住宅の被害軽減を図るため、村民が住宅の耐震改修工事を行う場合において、大蔵村補助金等の適正化に関する規則（平成8年規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で申請者に対し補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 村内に存する住宅で、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が所有又は購入し、申請者自らが居住する住宅（併用住宅にあつては居住部分を、マンション等の共同建住宅及び長屋建住宅にあつては居住の用に供する専有部分を含む。）をいう。なお、申請者は次のいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ロ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ハ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

ニ その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 耐震診断 建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項から第4項までに定める一級建築士、二級建築士又は木造建築士をいう。）が住宅の耐震性能を木造住宅一般診断法又は精密診断法（平成18年国土交通省告示第184号（以下「告示」という。）に基づく方法）により調査し、診断することをいう。

(3) 評点0.7 告示において、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」と定められた住宅の耐震指標をいう。

(4) 耐震改修工事 耐震診断の結果に基づき、住宅の評点を上げる改修工事（工事後に評点0.7以上となるものに限る。）をいう。

(5) 県内業者 山形県内に本店の所在地を有する住宅関連事業を営む個人事業者又は法人事業者をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時に、本村に住所を有する者。又は、申請時に本村に住所を有しない者で、令和5年3月15日までに本村に転入できる者
- (2) 県内業者と工事請負契約を締結し、耐震改修工事を行う者
- (3) この対象工事について、村が行なう他の制度による補助金等の交付を受けていない者
- (4) 申請者の世帯について、本村に納付すべき税、各種使用料等の滞納がない者
- (5) 令和5年2月28日まで竣工し令和5年3月15日まで、工事完了届を提出できる者

(補助金の額)

第4条 住宅1戸当たりの補助金の額は、補助対象事業費の30パーセントの額又は40万円のいずれか低い額とする。

- 2 申請時に本村に住所を有しない者又は、本村に住所を有して1年を経過しない者が、住宅を購入し耐震改修工事を行う場合は、前項の補助金額に50万円を加算する。
- 3 補助対象事業費には、工事に付随する設計及び工事管理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含めることができる。
- 4 補助金の額は、1,000円を単位とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 補助金の交付は、令和4年度において補助対象工事を行う住宅1戸につき、1回に限るものとする。

(交付申請)

第5条 申請者は、工事着手の前に大蔵村やまがたの家需要創出事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に定める書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 売買契約書の写し(購入した場合)
- (5) 納税証明書
- (6) 着工前の写真
- (7) 暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)
- (8) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 村長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、大蔵村やまがたの家需要創出事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し又は取下げしようとするときは、大蔵村やまがたの家需要創出事業費補助金変更（取下げ）承認申請書（様式第5号）を提出し、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、大蔵村やまがたの家需要創出事業費補助金変更（取下げ）承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（工事完了届）

第8条 交付決定者は、建築工事が完了したときは大蔵村やまがたの家需要創出事業完了届（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、遅滞なく村長に提出しなければならない。

（1）建築工事に要した費用に係る領収書又は請求書の写し

（2）住宅の登記簿謄本の写し（購入の場合に限る。）

（3）完成写真

（4）その他村長が必要と認める書類

（補助金額の確定及び交付請求）

第9条 村長は、前条に規定する届出があったときは、必要に応じて住宅の完成検査を行い、完成を確認した後、補助金の額を確定し、交付決定者に対し大蔵村やまがたの家需要創出事業費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金交付額の確定通知を受けた交付決定者は、遅滞なく大蔵村やまがたの家需要創出事業費補助金交付請求書（様式第9号）を提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消することができる。

（1）この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

（2）偽り、その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

2 村長は、前項の規定により補助金交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を命ぜられた場合は、納付期限までに納付しなければならない。

（補 則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。